

新居浜市港湾整備事業経営戦略

団 体 名 : 新居浜市

事 業 名 : 港湾整備事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数の港湾を有する事業にあつては、港湾ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 月 日	S50.1.25
職 員 数	2 人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	重要港湾
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度	新居浜マリーナ	
	ウ PPP・PFI		

(2) 使用料体系

※施設区分の中で複数の使用料体系がある場合には、それぞれの内容を分けて記載すること。

使用料体系の 概要・考え方	荷役機械使用料においては、使用料収入だけで当該施設の建設に係る費用(維持管理経費、減価償却費、燃料費等)を賄えるよう設定する。 その他の施設においては、他港湾との競争を見据え、他の港湾における使用料設定を勘案して設定する。					
施設区分	現行(a)	前回(b)	改定率	前々回(c)	改定率	
	使用料区分 (R元年改正)	(H30年改正)	(a/b)%	(H26年改正)	(b/c)%	
ふ 頭 用 地	舗装	3.7円/㎡	—	— %	3.7円/㎡	100.0 %
	未舗装	2.7円/㎡	—	— %	2.7円/㎡	100.0 %
上 屋	第一上屋 (一般使用)	7.6円/1日1㎡ (15日まで) 13.1円/1日1㎡ (15日超)	—	— %	7.5円/1日1㎡ (15日まで) 12.9円/1日1㎡ (15日超)	101.3 % 101.6 %
	第一上屋 (専用使用)	550円/1日1㎡	—	— %	540円/1日1㎡	101.9 %
	旅客上屋	1,430円/1日1㎡	—	— %	1,404円/1日1㎡	101.9 %
荷 役 機 械	11,790円/30分	11,580円/30分	101.8 %	—	— %	

※各項目の単位を明記すること

(3) 現在の経営状況

年間取扱貨物量 ※過去3年度分を記載	H29 10,937トン	H30 93,674トン	R01 100,450トン
年間船舶乗降旅客数 ※過去3年度分を記載	H29 7,623人	H30 6,221人	R01 6,393人
年間使用料収入額 (税込み) ※過去3年度分を記載	H29 32,711,212円	H30 59,495,147円	R01 89,368,268円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29 74.55%	H30 84.17%	R01 88.39%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29 21.39%	H30 35.58%	R01 45.48%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29 53.16%	H30 48.59%	R01 42.91%

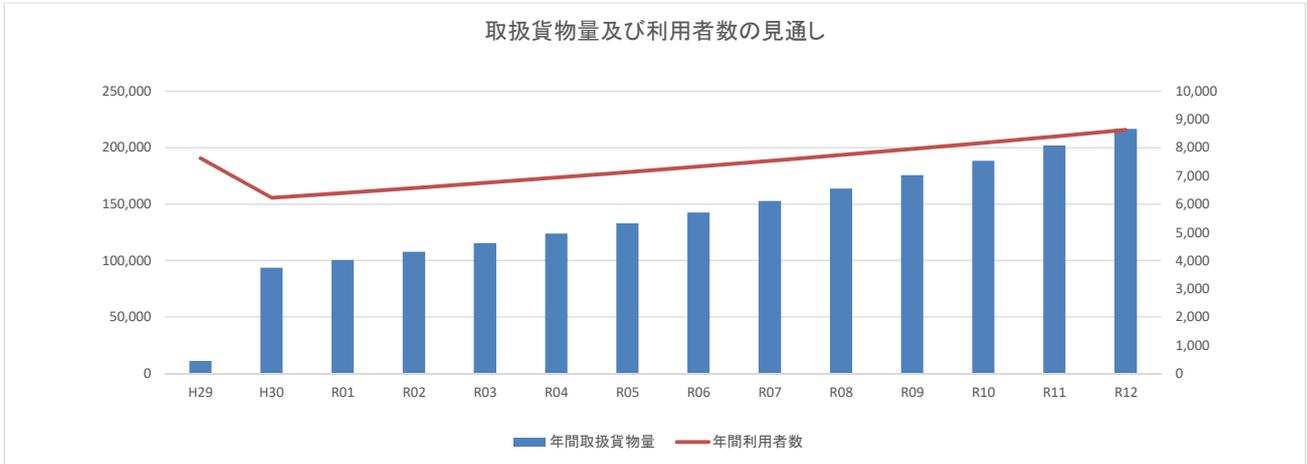
【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

収益的収支比率が88.40%となっており、全国平均の62.8%(総務省「平成30年度 地方公営企業決算の概況」)を上回っているものの、経費回収率も100%を大きく下回っていることから、適正な使用料収入の確保及び費用の削減に努めていく必要がある。また、他会計補助金比率も42.9%程度あることから、他会計繰入金に依存した経営状況にある。

2. 将来の事業環境

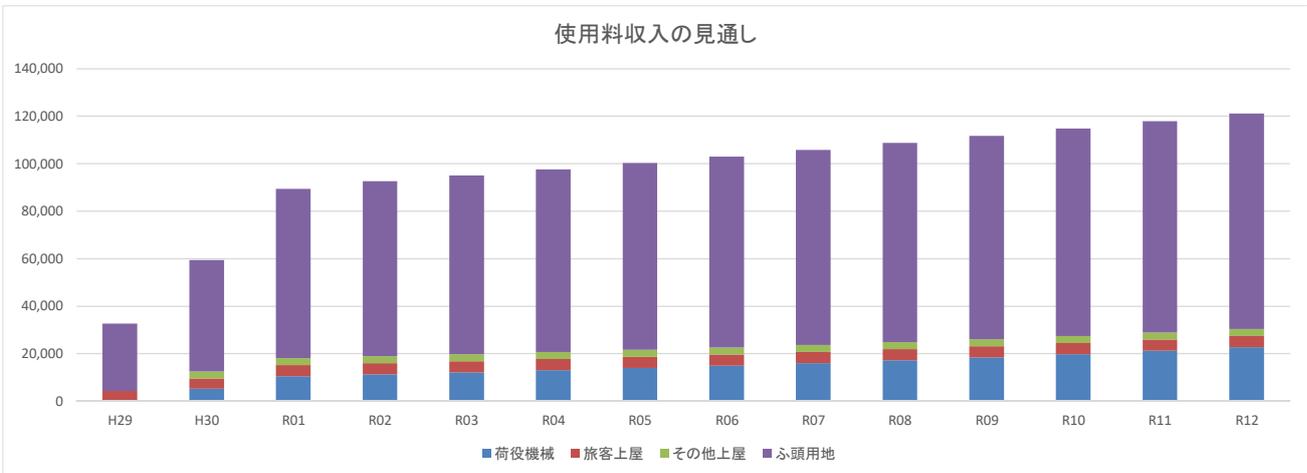
(1) 取扱貨物量等の見通し

平成30年10月コンテナクレーン供用開始となったが、当時の計画では取扱貨物量は従前の1.89倍の増加を見込んでおり、便数も増便される予定であったが、計画ほどの取扱貨物量増加に繋がっていないのが現状である。しかし経営方針として取扱貨物量の増加をめざし、更なるコンテナ貨物集荷の促進を図ることとし、近年の増加率を加味して推計している。



(2) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しについて、平成30年10月より供用開始した荷役機械使用料に関しては(1)の取扱貨物量等の見通しを踏まえ推計している。また旅客上屋及びその他上屋は新設等の予定もないことから、ほぼ横ばいで推移するものと考えられる。最後にふ頭用地に関する使用料については、公営企業決算上形式収支が0円となる額を充当しているため、年間総費用により推移する。施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれるため、増加傾向になると考えられる。



(3) 施設の見通し

荷役機械の供用開始は平成30年10月、上屋に関しましてはフェリーセンターは昭和62年度、多喜浜上屋は昭和58年度で共に30年以上が経過しているものの共に法定耐用年数60年とされているため、更新は直近の課題となっていない。ただし、共に老朽化が激しくアセットマネジメントにより適正な管理や早期の修繕により可能な限り施設の延命化を図ることで、設備投資の増加を抑制する。

(4) 組織の見通し

新居浜港務局港湾課正規職員全8人のうち、公営企業(港湾整備事業)に係る職員は2人である。当該職員は他の建設管理業務との兼務であり、また、数年で異動となる一般事務及び技術職員である。今後も市の職員体制から専属の職員配置は難しい状況であるが、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実を図っていく。

3. 経営の基本方針

現況と課題

経済のグローバル化による物流需要の増大やコンテナ船大型化をはじめとした輸送革新が進む中、変化に対応した物流機能のより一層の強化・充実が求められている。

取組方針

- ・物流需要や輸送方法の変化に対応した港の整備を推進
- ・物流の変化に対応するため、関係者との連携と協力を強化
- ・取扱貨物量の増加をめざし、更なるコンテナ貨物集荷の促進

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

老朽化が著しく、既に耐用年数を超えた設備を延命化して稼働しているものもあるため、早期の修繕等により適正な管理を行っていく必要があることから、修繕等による投資を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・繰入金に関する事項
公営企業(港湾整備事業)に係る人件費、マリーナ運営管理費及び地方債元利償還金
- ・使用料に関する事項
荷役機械使用料、上屋使用料、その他港湾施設使用料
公営企業決算上形式収支が0円となる額を充当

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項
新居浜港務局港湾課正規職員全8人のうち、公営企業(港湾整備事業)に係る職員として2人(管理職)計上(令和元年決算)
ただし、各年度の事業内容により人員変動あり
- ・委託料に関する事項
施設の管理に指定管理者制度を導入
- ・管理運営費に関する事項
施設の老朽化に伴う維持管理経費について、年間3%程度増加を見込んでいる

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	—
投資の平準化	既存施設を適切に維持管理する。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	利用者のニーズを的確に把握し、サービスと施設のあり方を検討し、料金形態の適正化に努める。
企業債	—
繰入金	一般会計からの安易な繰入に頼ることなく、受益者の負担と費用対効果を考えながら事業展開することにより、赤字額の圧縮に努める。
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	—
管理運営費	—
職員給与費	新居浜市職員の給与に関する条例による
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和12年度までの経営戦略を策定しているが、期間終了前に使用料体系の変更等があった場合は適宜経営戦略の更新及び見直しを行う。 期間終了までに大幅な変更がなかった場合、令和12年度中に経営戦略の更新及び見直しを行う。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	84.17	88.39	80.54	76.20	75.90	76.01	76.08	76.98	77.63	80.07	80.22	80.37	81.02
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	59,494	89,368	92,617	95,109	97,676	100,320	103,043	105,848	108,737	111,713	114,778	117,935	121,187
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分													
収 益 的 収 支 分	81,254	84,327	85,468	85,577	81,357	81,133	80,530	79,949	79,406	78,921	78,551	78,159	77,781
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	81,254	84,327	85,468	85,577	81,357	81,133	80,530	79,949	79,406	78,921	78,551	78,159	77,781
資 本 的 収 支 分	49,698	41,987	63,023	76,431	76,854	77,284	77,722	75,572	74,207	67,451	67,676	67,905	66,614
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	49,698	41,987	63,023	76,431	76,854	77,284	77,722	75,572	74,207	67,451	67,676	67,905	66,614
合 計	130,952	126,314	148,491	162,008	158,211	158,417	158,252	155,521	153,613	146,372	146,227	146,064	144,395